

建築物の新築・増改築 または取り壊しを された方へ

家屋の増改築をしたり、倉庫や物置、車庫を新築・増改築されると、固定資産税の対象となり、申告の義務が生じます。

家屋の増改築や倉庫などの新築（増改築）をされた場合は、完成後に税務課までご連絡ください。

また、建物を取り壊した場合には、滅失登記等で取り壊しの把握に努めておりますが、滅失登記がされていないものや未登記建物については、適正な課税をおこなうため、必ず届出をおこなってください。

【お問い合わせ先】
税務課(☎63・3802)

10月17日～23日は
行政相談週間

行政相談委員は、住民のみなさまにとって身近な相談相手と

して、国の行政機関などの業務に関する苦情やご意見・ご要望をお聞きして、公平・中立な立場からその解決や実現を促進する役目です。

ご相談は、口頭、電話、手紙、インターネット等でも可能です。相談は無料で秘密は守られますので、お気軽にご利用ください。



行政相談委員
（総務大臣委員）
嶋田 敏 さん

総務省行政相談センター
まぐみみ和歌山

【お問い合わせ先】

企画まちづくり課
(☎63・3806)

土地の取引には 届出が必要です

国土利用計画法による

土地取引の届出制度

国土利用計画法により、土地

の売買などの取引をしたときは、買主は契約締結後2週間以内に、

土地の利用目的や取引価格等を書いた土地売買等届出書を役場に提出しなければなりません。

日高町では、1万平方メートル以上の土地の取引について届出が必須です。1筆の面積が1万平方メートル以上の取引はもろろんのこと、1筆の面積が1万平方メートル満たなくても、複数の筆の面積を合算すると1万平方メートル以上ひとまとまりの土地になる場合や、以前にこの届出を行った土地に隣接して新たに土地を買いたす場合などでも届出が必要になります。

なお、この届出をしなかったり、偽りの届出をすると罰せられることがありますのでご注意ください。

土地売買等届出書は、県ホームページに掲載されていますので、ダウンロードの上、企画まちづくり課にご提出ください。

【お問い合わせ先】

企画まちづくり課
(☎63・3806)

下水道への接続は お済みでしょうか？

下水道の整備ができて、皆さまに使っていただかなければ効果がありません。下水道事業に加入済みで、まだ接続工事をされていない皆さまは早めに工事をされますよう、よろしくお願ひします。

なお、接続工事は『日高町排水設備指定工事店』でしか施工できません。指定業者の中から工事業者をご自分で選び、ご相談ください。借家やテナントの場合は、貸し主との協議も必要となります。

指定工事店は役場HP「日高町排水設備指定工事業者（一覧表）」（右のQRコード）で紹介しています。



【お問い合わせ先】

上下水道課
(☎63・3805)

10月1日は

浄化槽の日

浄化槽とは、下水道（集落排水処理施設）と同じく、家庭で使用した水をきれいにする設備です。

浄化槽が水をきれいにするためには、微生物が働きやすい環境を整え、その環境を保つことが大切になります。この役割を担うのが、「保守点検」「清掃」「法定検査」の3つの維持管理です。水環境を守るためにも維持管理を適切に行いましょう。

【お問い合わせ先】

上下水道課(☎093・38805)



10月10日は

目の愛護デー

「のぼそ目の健康寿命

眼科医はあなたの目の健康を

サポートします。」

目の病気も早期発見、早期治療が重要です。「目の愛護デー」を機会に目の大切さについて考えてみませんか？

また、視覚障害に悩む人が角膜移植を受けて視力が回復できるように「愛と健康の贈りもの」として死後の献眼登録をお願いします。

【お問い合わせ先】

県庁薬務課

(☎073・441・2663)

公益財団法人

わかやま移植医療推進協会

(☎073・424・7130)

10月は臓器移植

普及推進月間

「56ちの優こども思ひやり」

臓器移植は、みなさまから善意の臓器提供があつて成り立つものです。

あなたの意思で助かるいのちがあります。意思表示カードにご自身の意思を表示して携帯することをお願いします。

意思表示カードは子育て福祉健康課、保健所等に備えています。

【お問い合わせ先】

県庁薬務課

(☎073・441・2663)

公益財団法人

わかやま移植医療推進協会

(☎073・424・7130)

廃乾電池を

回収します

回収箱を設置しますので、回収袋から取り出して、廃乾電池のみを回収箱に入れてください。

以前のように回収袋に入れたままでは、出さないでください。回収袋は保管用としてご使用ください。

場所 各地区の大型ごみ収集場所
回収日 10月30日(日)



【お問い合わせ先】

住民生活課(☎093・38800)

人権相談・行政相談・ 心配ごと相談合同相談所 開設のお知らせ

10月18日(火)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を、日高町保健福祉総合センター12階会議室で午後1時から4時まで開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員、弁護士の方々です。

【お問い合わせ先】

日高町社会福祉協議会

(☎093・2751)